

紙推進協ニュース 令和元年6月30日 No.99

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階

TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>

FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyō.org

本紙推進協ニュース No.99では、(1)「令和元年度当推進協議会定時総会」(6/5開催) (2) 容リ制度見直しの関連動向 (3) 指定法人委員会情報 ①「精算金額及び精算率」②「紙容器事業部平成30年度業務報告」をお届け致します。

◇ 令和元年度定時総会開催

6月5日(水) 15時30分から、コートヤード・マリオット銀座東武ホテルにて、当推進協議会の令和元年度定時総会が開催されました。多くの会員のご出席をいただき、協議会規約第17条を満たし成立しましたので、会長挨拶の後審議に入りました。



<会長挨拶>

本年度は役員改選の年ではありませんが会長を退任させていただくこととなりました。私も会長を3期目で5年間、皆様の御協力のもと務めさせていただきました。誠にありがとうございました。後任として、同じく凸版印刷(株)の野口常務執行役員の就任を予定しております。

山口副会長は、同じく森永製菓(株)の小川生産本部調達部部長に交代、中田理事は、同じく(一社)全国清涼飲料連合会の河野専務理事に交代しております。その他の役員の方々は留任でございます。役員の皆様もあらためて御協力ありがとうございました。

容リ制度見直しの動きにつきましては、皆様ご存知のとおり、昨年7月の中央環境審議会にて、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ「海洋プラスチック憲章」に掲げられた事項や数値目標を含めたプラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略を策定するため、「プラスチックの資源循環戦略小委員会」が設置されました。

6月末のG20に向け、「プラスチックの資源循環戦略」が公表されました。容リ制度の枠組見直しにつながる可能性や「プラスチックから紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進」等、紙製容器包装に直接係わる場所もあり、昨年末に当推進協議会もパブリックコメントを提出しました。

当推進協議会の事業対象である紙製容器包装につきましても、中国の廃棄物の輸入規制により、古紙流通全体にも及ぶ様々な影響が顕在化するとともに、こうした世界的な規制強化や使い捨てプラスチックの見直し等により、プラスチック容器包装の紙への置き換えや新たなリサイクルシステムの再構築など、大きな革新が求められる時代に入ったと考えています。

その中で当推進協議会では3R推進団体連絡会と協働の上、第3次となる「自主行動計画2020」の目標達成と、各種調査による古紙ルートの実態把握等を通じ、全体的な回収率の向上と合理的なリサイクルシステムの構築に引き続き取り組んで参ります。

議案審議の後に、自主行動計画フォローアップ報告と容り法改正対策委員会、総務・技術委員会の活動について、報告を予定しております。当推進協議会の活動状況をご理解のうえ、更なるご支援を賜りたいと存じます。

総会後の懇親会では、関連の行政の皆様や日本容器包装リサイクル協会の皆様、その他、関係の企業・団体の皆様にも多数ご出席いただくようお願いしておりますので、ご懇親いただければ幸いです。

I 議題及び審議結果

総会では、以下議案について審議され、議案は全て承認されて今総会の議事は終了しました。

- 第1号議案 平成30年度活動報告ならびに収支決算報告
- 第2号議案 役員交代
- 第3号議案 令和元年度活動計画ならびに収支予算案について

II 各議案内容及び審議状況

『第1号議案 平成30年度活動報告ならびに収支決算報告』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が以下の平成30年度活動報告ならびに収支決算報告を行いました。

平成30年度 活動報告

(1) 紙製容器包装のリサイクル状況

指定法人事業実績(平成30年度市町村からの引取実績量、再商品化販売量)、環境省容り法に基づく分別収集・再商品化の実績(平成29年度実績)、当推進協議会調査推計結果(平成29年度実績回収量・回収率)を報告しました。

(2) 自主行動計画2020フォローアップ報告(2017年度実績)

- ① リデュースの推進: 11.2%削減(2004年度比: 紙・板紙使用量削減)
- ② リサイクルの推進: 回収率24.5%

(3) 創立20周年記念事業の実施

- ① 「創立20周年会員セミナー」の開催(9月14日)
- ② 「3R改善事例集第12版 創立20周年記念号」の発行

(4) 容り制度見直しの関連動向

<容り法改正対策委員会>

① パブリックコメント提出(12月)

プラスチック資源循環戦略(案)に対し、当推進協議会として2件のパブリックコメントを提出しました。

② 中国の廃棄物輸入規制の動き

(5) 紙製容器包装のリサイクル実態把握のための調査活動

<技術委員会>

- ① 3年に1度のモニター調査の実施
- ② 紙製容器包装のマテリアルフローの作成
- ③ 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査

<総務委員会>

④ 市町村回収量アンケート調査

(6) 3R推進のための事例研究と広報・啓発

<総務委員会>

- ① 「3R改善事例集第12版 創立20周年記念号」の発行
- ② 「エコプロ2018」に出展（12月6－8日：東京ビッグサイト）

(7) 自主行動計画と主体間の連携の推進・3R推進団体連絡会における取り組み

- ① 自主行動計画フォローアップ報告（12月12日：経団連会館）
- ② 主体間の連携に資する取り組み
 - ・「容器包装3R推進フォーラム in 高円寺」（杉並区：10月31日）開催
 - ・意見交換会「容器包装3R交流セミナー」（山形・金沢・高知市）開催
 - ・3R推進市民リーダー育成
 - ・展示会への出展

(8) 会員への情報提供

- ① 紙推進協ニュース（No.94～No.98）の発行やメールの発信
- ② 「3R改善事例集第12版 創立20周年記念号」を全会員に送付、ホームページの充実

(9) 平成30年度収支決算報告

収支決算報告後、両監事を代表して森永乳業(株)遠藤様より、平成31年4月18日に行った監査結果を報告しました。

第1号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

『第2号議案 役員交代』

議役員交代について専務理事が以下の説明を行いました。

当推進協議会の役員の任期は2年で、本年度は役員改選の年ではありませんが、松田会長が退任されることとなりましたので、5月15日に開催しました理事会で、新年度の体制について話し合わせ「第2号議案」のとおり役員交代を議案と致しました。

新会長候補には、引き続き凸版印刷(株)の野口常務執行役員に、役員交代といたしましては、規約第10条により5月10日付で会長、副会長により承認されすでに交代されていますが、森永製菓(株)の小川生産本部調達部長が前任の山口副部長に代わって副会長に、理事には(一社)全国清涼飲料連合会の河野専務理事が前任の中田専務理事に代わって理事に就任しています。

その他の副会長、専務理事、理事、監事につきまして、役員候補名簿のとおりとなります。任期は残りの1年となります。

第2号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

<野口新会長挨拶>

松田前会長には5年にわたって当推進協議会をご指導いただき、誠にありがとうございました。

容リ制度の見直しにつきましては、6月末のG20が終了しますと「プラスチック資源循環戦略」に基づき、紙製容器包装に係わる部分を含め具体的な取り組みに関する討議が始まるのではと思われます。

また、中国の廃棄物輸入規制の動き等についても、令和2年には古紙全般の中国への輸出ができなくなると言われており、予断を許さない状況にあるとの認識でございます。

令和元年度も、会員の皆様一人一人のご協力をいただき、当推進協議会の活動が有意義なものとなりますよう、役員一同、力を合わせて取り組んで参る所存です。

『第3号議案 令和元年度活動計画ならびに収支予算案について』

議長から専務理事へ報告するように指示があり、専務理事が令和元年度活動計画ならびに収支予算案について報告しました。

令和元年度 活動計画

(1) 企画・運営

<運営幹事会>

容器包装リサイクル制度見直しに対応し、「紙製容器包装のリサイクル制度の見直しに向けた提言」をはじめとした諸課題に取り組み、当推進協議会の体制の強化を図ります。

(2) 容器包装リサイクル制度の見直しに向けた取り組み

<容リ法改正対策委員会>

経済産業省・環境省による合同審議会においてまとめられた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」に対応し、当推進協議会の「提言」の実現に向け取り組みます。

また、「プラスチック資源循環戦略」で示された「プラスチックから紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進」等をはじめとした諸課題や「中国の廃棄物輸入規制問題」についても検討します。

(3) 紙製容器包装のリサイクル実態把握のための調査活動

① 自主行動計画2020のフォローアップ報告（2018年度実績）

<技術委員会>

② 市町村のヒアリング調査及び組成分析調査の実施

③ 具体的な削減量の調査方法や原単位について検討

④ 紙製容器包装全体のマテリアルフローの作成

<総務委員会>

⑤ 市町村回収量アンケート調査

(4) 3R推進のための事例研究と広報・啓発

<総務委員会>

① 「3R改善事例集第13版」の発行

② 展示会への出展

④ 会員に対する情報提供活動

・「紙推進協ニュース」の発行やメールの発信

・ホームページの充実

(5) 自主行動計画と主体間の連携の推進・3R推進団体連絡会における取り組み

第三次自主行動計画「容器包装3R推進のための自主行動計画2020」の推進を3R推進団体連絡会としてまとまって取り組みます。

自主行動計画2020の3年目（2018年度）の成果を12月に経団連とともにフォローアップ報告として開催し、その成果を公表します。

主体間の連携を推進するため①3R推進フォーラム、②3R交流セミナー、③3R推進市民リーダー育成、

④「エコプロ2019」に出展等を実施します。

また、指定法人が中心となって有識者・関係者と連携しつつ検討する課題については、指定法人ルートの4団体を中心に有力団体と連携しつつ取り組みを進めていきます。

(6) 令和元年度予算案

川村専務理事より令和元年度予算案の内容を説明しました。

昨年度の総会以降、コアレックス信栄(株)様、四国パック(株)様が入会しています。

第3号議案について議長が質問、意見を求めたところ満場異議なく了承されました。

議長は、以上をもって議案の審議はすべて終了した旨を告げました。

この後、プロジェクターを使用し、自主行動計画フォローアップ報告、容り法改正対策委員会報告、総務委員会報告、技術委員会報告を専務理事ならびに各委員会委員長・副委員長より報告しました。

◇ 総会後の懇親会

松田会長から退任の挨拶につづき、野口新会長から日頃のご協力に対する謝辞及び取り組みが述べられた後、以下の来賓の方々からご挨拶をいただきました。

- ・経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 課長 福地 真美様
 - ・環境省 環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室 室長 富安 健一郎様
 - ・農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室 課長補佐 菅井 剛様
- 乾杯を小川新副会長にいただき、懇親会をスタートしました。
黒川副会長による中締めにより散会しました。

◇ 容り制度見直しの関連動向

1. 中国の古紙輸出規制の影響

昨年より中国が紙製容器包装あるいは雑がみを含む「その他古紙」の輸入を禁止したため、国内在庫は増大しましたが、昨年のゴールデンウィークをピークに減少し、焼却等の危機的な状況は回避されました。

その後、米中貿易戦争のあおりで、米国古紙に10%の関税を課けられたので、日本の古紙全般の引き合いが強くなったこともあり高値で推移しました。当初、今年に入っても国内市況は、高値で推移することが予想されていましたが、中国の景気後退の影響も大きく、更に5月には、中国による米国古紙への関税が25%に引き上げられたこともあり、米国品を筆頭に日本の古紙輸出市況も下落に歯止めがかからない状況に陥っています。

中国が古紙輸入を全面禁止する「2020年問題」が現実味を帯びる中、指定法人ルートを含めて、予断を許さない状況が予想されます。

2. 環境省より自治体への廃プラスチック対策通知及びバーゼル条約の改訂

日本で排出される年間約900万トンの廃プラスチックのうち、約150万トンが輸出されていましたが、昨年、中国の廃棄物輸入規制により廃プラの中国への輸出ができなくなったため、マレーシアやタイ等の東南アジア向けを中心に約100万トンの輸出に留まり、国内の廃棄物処理場は、廃プラが山積の状況となっています。

そのため、5月に環境省より、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」を都道府県・政令市に通知、ごみ焼却施設または廃プラ類の再生施設等を保有する市町村に緊急避難処置として、産業廃棄物に該当する廃プラ類の受け入れを検討するように要請しました。

更に、5月にスイスで開催された「バーゼル条約」締約国会議で、廃プラについては、予め輸出国政府から同意を得ることが必要となり実質輸出停止となるため、国内で全ての廃プラを処理することが必要となります。

3. G20大阪サミット開催

G20大阪サミットに先立ち、「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」が6月15日及び16日の両日、長野県軽井沢町にて開催され、G20として初めてエネルギー大臣及び環境大臣が一堂に会しました（参加25ヶ国、招待国際機関16機関）。

6月28日及び29日のG20大阪サミットでは各国首脳による「大阪宣言」が採択され、2050年までに新たな海洋プラスチックごみをゼロにする枠組みとして「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が新設されました。各国が自主的な削減に取り組み報告し合うこととなっていますが、今秋にも国内で初会合を開き具体策を協議すると言われています。

日本は、それら実現に向けて「マリーーン (MARINE)」を立ち上げて途上国の能力強化を支援していきます。

1) 「持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合」(6/15,16 軽井沢町)

[資源効率性]

- ・循環経済、持続可能な物質管理、3R及び廃棄物の価値化等の政策やアプローチを通じた資源効率性の向上が、消費と生産及び開発目標の追求において、経済成長と環境保全の両立が出来るものである。
- ・持続可能かつ効果的・効率的な資源利用に関する行動、及び世界的な官民・多国間連携を促進する。
- ・資源効率性の向上により、海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックの問題の解決に貢献し、流出を削減するため包括的なライフサイクルアプローチをとることが重要である。

[海洋プラスチックごみ]

- ・海洋ごみ、マイクロプラスチックは緊急の行動が求められる問題である。プラスチックの耐久性、現状の普及を考慮すると、経済活動や日常生活に重要な役割を担っていることを留意しつつ、海洋への流出の抑制や大幅な削減に向けて施策を実施する必要がある。

2) 「G20大阪サミット」(6/28,29)

[大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現のための日本の「マリーーン (MARINE)」・イニシアティブ]

新たな海洋汚染を2050年までにゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、(1)廃棄物管理 (Management of Wastes)、(2)海洋ごみの回収 (Recovery)、(3)イノベーション (Innovation)、(4)能力強化 (Empowerment) に焦点を当てた、「マリーーン (MARINE)」・イニシアティブ」を立ち上げる。

① 二国間 ODA や国際機関経由の支援等の国際協力

- ・途上国に対し、a) 廃棄物管理・3R推進のための能力構築や制度構築、b) 海洋ごみに関する国別行動計画、c) 廃棄物処理施設などのインフラ導入や人材育成、のため、二国間や多国間の協力による様々な支援を行う。

② 日本企業・NGO・地方自治体による活動の国際展開

- ・インフラ輸出やプラ代替・リサイクル技術に関するイノベーション・技術導入の支援等のため、産業界、NGO,地方公共団体連携による活動の国際展開を図る。

③ ベスト・プラクティスの発信・共有

- ・廃棄物管理、海洋ごみの回収及びイノベーションに関して、官民の取組におけるベスト・プラクティス (経験知見・技術) を発信・共有する。

※ G20 終了後 7 月に入ってから当推進競協議会は、「プラスチックから紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進」等について、三省と意見交換を予定しています。

◇ 精算金額及び精算率 (公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (指定法人) 資料)

令和元年6月6日開催の総務企画委員会にて精算金額及び精算率の発表が行われました。

【平成30年度特定事業者再商品化実施委託料金総額及び精算金額】 (実施委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	平成30年度特定事業者 商品化予定実施委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	562,421,527 (460,524,706)	239,665,373 (112,743,893)	42.6 (24.5)
ガラスびん無色	670,042,516 (672,775,473)	44,920,136 (85,412,377)	6.7 (12.7)
ガラスびん茶色	710,367,848 (687,194,307)	82,771,642 (76,543,926)	11.7 (11.1)
ガラスびんその他の色	1,156,341,746 (1,165,903,050)	-89,030,904 (45,625,420)	-7.7 (3.9)
PETボトル	2,635,893,542 (609,223,845)	243,291,363 (564,101,255)	9.2 (92.6)
注) 返還を行わなかった事業者の方の精算率は、上記精算率9.2%に未返還分の55%を加えた64.2%となります。精算金額の計算は、下記計算式に、貴社の平成30年度予定実施委託料金の55%を加算した額となります。			
プラスチック製容器包装	46,838,736,881 (40,591,995,151)	12,389,214,311 (5,622,024,698)	26.5 (13.9)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段()内は平成29年度

【平成29年度特定事業者再商品化拠出委託料金総額及び精算金額】 (拠出委託料) 単位：円

特定分別基準適合物	平成29年度特定事業者 商品化予定拠出委託料金 (精算前) (A)	再商品化実施委託料金の 精算金額 (B)	ご参考 精算率(%) (B/A)
紙製容器包装	3,557,831 (8,329,984)	2,341,229 (4,969,280)	65.8 (59.7)
ガラスびん無色	16,465,374 (0)	8,651,034 (0)	52.5 (0.0)
ガラスびん茶色	12,173,820 (0)	-1,699,117 (0)	-14.0 (0.0)
ガラスびんその他の色	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
PETボトル	30,530,673 (94,054,424)	18,657,408 (33,519,680)	61.1 (35.6)
プラスチック製容器包装	0 (2,479,007,417)	0 (71,688,631)	0.0 (2.9)

*精算率は小数点以下第2位を四捨五入しています。

(注) 下段()内は平成28年度

尚、“精算金額の計算方法”、指定法人の“業務報告”、については、添付の資料1～3を参照ください。

資料1 再商品化実施委託料金精算金額計算方法

資料2 再商品化拠出委託料金精算金額計算方法

資料3 紙容器事業部 平成30年度業務報告・令和元年度活動計画